

第3回 介護報酬

新人施設長やリーダー層を目指す方へ、介護業界を取り巻く話題を解説します。

介護サービスの対価としては、人件費率に応じた上として事業者を支払われるのが介護報酬です。サー

ビスごとの単位数に応じる基本報酬と、加算・減算があります。例えば、事業者は報酬を使って、介護テクノロジーを活用したり、訪問系で深夜・早朝にサービス提供をしたりするなど要件を満たすことで加算となります。逆に、作成が義務付けられている事業継続計画(BCP)未策定の場

1単位あたりの金額は10円が基本ですが、地域ごとに賃金の差があることを反映し、上乗せをする地域もあります。各市町村を1〜7級地とその他の地域区分に分け、東京都23区など1等地では20%上乗せになります。また、特養やデイサービスなど一部サービスで



次回改定は2027年

合などには、減算されることもあります。

加算の数が多いことから「手続きが煩雑」と

の事業者の声もありま

す。例えば、訪問介護の

場合、10以上の加算が存

在します。このような現

状から、職員の賃上げに

つながる処遇改善加算は

2024年改定で一本化

されました。そのほか、

事務負担軽減のため、介

護報酬の請求を手助けす

る介護請求ソフトが各社

から販売されています。

介護報酬は3年に1回

見直されます。サービス

を収集するため、厚生労働省は、改定の前年度に

介護事業経営実態調査を

行います。この時に、サー

ビスの収入額から支出額

を引いたものを収入額で

割った「収支差率」も公

表されます。23年度調査

では、訪問介護の収支差

率が平均を大きく上回っ

ており、報酬改定の基本

報酬減につながったので

はとみられています。小

規模の訪問介護事業者を

中心に「実情に即してい

ない改定」との批判があ

がっています。

この調査のサンプル数

が増えることへの不満

や、収益性が比較的高い

大手事業者への規制につ

ながるのではという懸念

も聞かれます。

前回改定は、2年に1

回の診療報酬改定及び3

年に1回の障害福祉サー

ビス改定と時期が重な

る、いわゆる「トリプル

改定」でした(診療報酬・

介護報酬の同時改定を指

し「ダブル改定」とも)。

同時改定では、共通話題

に関する改定も注目され

ます。前回は、医療・介

護連携を評価する加算が

新設されました。

次回の報酬改定は、27

年度の予定です。報酬改

定に向けて話し合われ

る、厚生労働省の社会保障

審議会などどのような議

論が繰り広げられるの

か、注目が集まります。